

「(仮称)明石市こども総合支援条例」の制定について

1 条例の趣旨

こどもの健やかな育ちをしっかりと応援していくことによって、「こどもを核としたまちづくり」を積極的に推進する中で、その取組を総合的かつ継続的に推進し、より効果的な支援を図るため、「(仮称)明石市こども総合支援条例」の制定を検討しています。

本条例を制定することにより、こども支援に関する基本理念等を浸透させ、市民をはじめとする市全体の連携協力によって、こどもの最善の利益の実現を目指そうとするものです。

2 概要

こどもに関わる各主体の果たすべき役割を明確にするとともに、様々な状況にあるこどもや子育て家庭への支援などについて取りまとめたいと考えています。その概要は以下のとおりです。

項目	主な内容
1. 目的等	条例制定の目的、用語の定義、基本理念について
2. 各主体の責務	こどもと直接・間接的に接する者が負う責務について (市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者)
3. こどもへの支援内容	こどもが置かれている様々な状況に対する支援、救済及び子育て家庭への支援内容について
4. こどもにやさしいまちづくりの推進	こども自身が相談できる機会の確保、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信、広報及び啓発等について

3 条例制定に向けた意見聴取

当条例は、市だけではなく、市民及び学校関係者等の様々な主体との連携により、こどもの最善の利益を実現することを目指すものであり、より多くの視点から意見聴取を行うことが望ましいと考えています。

このことから、条例内容の検討にあたっては、「子ども・子育て会議」にて意見聴取を行いながら進めていく予定です。

その他にも、こども関連施策を展開する市民団体などからも幅広く意見聴取したいと考えています。また、こどもから直接意見を聞く機会を設けることで、こどもの目線からも必要な支援等を検討したいと考えています。

<意見聴取先(予定)>

関連会議	子ども・子育て会議
関連団体	こども関連施策を展開するボランティア団体、NPO法人など
こども	小学生との意見交換会など
その他会議等	こども養育支援ネットワーク連絡会議、明石市教育委員会会議など

4 条例施行までのスケジュール

パブリックコメント、各関係機関等からの意見聴取を経て、平成29年4月施行を予定しています。

< 条例施行までのスケジュール（予定） >

平成 28 年	5月～	各関係団体等から意見聴取開始
	6月	「子ども・子育て会議」にて検討内容の説明 (以降当会議において随時報告・意見聴取を行う)
	9月	文教厚生常任委員会にて条例素案の報告
	10月	パブリックコメント実施
	12月	市議会にて条例案の提案及び審議
平成 29 年	1月	「子ども・子育て会議」にて条例制定の報告
	4月	条例施行